2-4 米国大学における対応調査結果

2-4.1 米国大学調査実施要領

研究者の流動化が進んでいる米国における知的財産の帰属・管理への取り組みを ヒアリング調査した。米国大学ランキング Lombardi Program Research University ranking の上位校より Massachusetts Institute of Technology (マサチューセッツ工科大 学)、Harvard Medical School (ハーバード医学校)、Stanford University (スタンフォ ード大学)などの私立大学3校、そして同ランキングで上位に入っている州立大学 から University of Minnesota (ミネソタ大学)、University of Wisconsin Madison (ウィ スコンシン大学マディソン校)を選び、平成16年11月に各大学のTLO(技術移転 オフィス)ディレクターや上級スタッフに対して事前に送った質問票をもとにヒア リング調査を行った。

事前に送った質問票をもとに、研究者に対する雇用契約書の有無、秘密保持の方 法、契約や、特許・研究マテリアル・研究機器・実験データ・ノウハウなどの知的 財産に関する管理の実際(契約書、秘密保持、移動に際して知財の管理、研究者の 移動に伴い生じる問題、知的財産の帰属についてなど)移動先での改良発明の帰属 先、移動先が大学発ベンチャーと一般企業での対応の違い、など知的財産ポリシー 及びポリシーをどのように運用しているのかについての質問を行った。また適時メ イルによりフォローの質問を行った。

2-4.2 米国大学調査結果

米国は日本に比し研究者の流動化が進んでおり、学位取得後、任期付きのポスド クや準教授などのポストを経た後、Tenure ポストを目指すというキャリアパスなど が確立されている。また企業も中途採用での研究者の受入れを行うところが多く、 流動的な人材市場が形成されている。そういった環境において、各研究者に付随し た知的財産を大学がどのように管理し活用しているのかについて、今回ヒアリング により調査を行った。

当初の予測としては、契約社会と言われる米国においては知的財産に関しても網 羅的で厳密な文書確認により権利のコントロールを行っている可能性を考えた。し かし、上記の結果まとめと下記の個別のヒアリング結果にあるように、米国の大学 では一定の文書による権利関係確認作業は行われているものの、網羅的、強制的な 管理は行わず、最低限の問題発生の予防措置と、事後的に速やかな問題解決を図る ことが出来る環境作りに重点を置いていることが明らかとなった。網羅的な管理に は膨大な事務作業量が必要であり、作業効率という点が考慮されている。また大学 間で知的財産の帰属に関するポリシーが少しずつ異なっていることが明らかとなっ たが、知の源となる研究者の研究活動を阻害しないことを優先させている点では各 大学間で見解が一致している。さらには、各大学間での情報交換が非常に密に行わ れており、大学間のポリシーの違いを乗り越えて円滑な問題解決を図っている実態 が明らかとなった。インフォーマルにフォーマルな情報交換を行える文化が、大学 の知の活用にも非常に有効に機能している。

研究者の研究継続や自由の確保と知的財産の有効活用を両立させ、かつ効率的な 事務作業を考える上で、この米国における対応状況調査結果は大変参考になる。こ れらを踏まえて日本における対応を検討する。

ヒアリング結果の概要を下記に箇条書きにまとめる。

- 各大学により、知的財産の帰属に関するポリシー、必要と考える契約のポリシーには違いがある。
- 研究者と大学の間で、採用時に簡単な契約を結び(雇用契約ではない) この中で知的財産に関する確認を行うのは各大学共通している。
- 研究者が大学を移動する際には、Inter-Institutional Agreement(機関間契約)により移動元の機関に帰属する特許を用いた研究の実施を可能にすると同時に、特許のライセンス活動を容易にするという方法では各大学共通している。
- 研究マテリアルについては、研究者が大学を移動する際には MTA を課す大学と 課さない大学があり、ポリシーに差がある。
- 各大学の TLO は非常に密に情報交換を行って、上記のポリシーの違いを乗り越 えて合意ができるよう努力を払っている。

以下、各大学の対応を個別に記載する。

(1) Massachusetts Institute of Technology(MIT、マサチューセッツ工科大学)

日時: 2004年11月18日

ヒアリング相手機関: Office of Intellectual Property Counsel, Massachusetts Institute of Technology, Five Cambridge Center

相手方: Ms. Ann M. Hammersla,

Senior Counsel for Intellectual Property, Director, Office of Intellectual Property

(現 AUTM President)

<u>秘密保持について:</u>

MIT は研究者の研究の自由を護るため、秘密保持義務を課することは行っていない。唯一秘密保持を課しているのは企業との契約を結んだ際のビジネスの条項に関してのみ。この場合は秘密保持契約を個人とではなく MIT を通して結ぶ。

知的財産取扱いに関する研究者との取決め:

知的財産ポリシー¹⁾を護らせるため、MIT では研究者の採用の際、"Inventions and Proprietary Information Agreement"²⁾に署名させる。この契約書には以下の点が記されている。

- テクノロジー・ポリシー・ガイドに従い、研究者がスポンサー付の研究あるいは契約書を交わしておこなった研究や、機関内の設備や資金等のsignificant use(ある一定以上の使用)をした、あるいは職務において生まれた、着想、発明、著作あるいは実行した、すべての発明、著作権保護可能なマテリアル、コンピューター・ソフトウェア、半導体マスク・ワーク、有形研究財産や商標などの知的財産を大学に開示し、すべての権利を大学に譲渡すること
- 知的財産に関する記録を書面にて残すこと
- 研究者が移動する際、又は大学の要求に従い、知的財産に関する書面の記録のコピーを大学に渡すこと
- 第三者や元の雇用主に関する機密情報やここの最初の条項にあたらない
 知的財産については大学に開示しないこと

特許発明:

ポリシーには、大学での職務として大学の設備を使い行われたものは大学に帰属 すると記されている。研究目的であれば研究者は移動後も自身が出した特許を自由 に研究に使用でき、特に契約も必要としない。研究や発表の自由のため特許に関す る研究の秘密保持はない。

もし改良発明が移動後行われた場合、前の大学とInter-Institutional Agreement を結 ぶ。これは、MIT にて行われた改良発明に関する知財を管理する権利を元の機関に 渡すもので、基本特許とともに改良特許も一緒にライセンスできるようにするため である。特許手続きも、ライセンス活動も研究者が元所属していた機関に任せ、ロ イヤルティーが入れば取決めに従い分配する。

国からのグラントを使用した研究の場合、契約終了時に、当該研究から生じたあ

らゆる発明に関して報告しなくてはならない。それ以外には研究者の受け入れ時や、 研究者が他機関へ移動する際も当大学で行った研究、発明やその他知的財産につい ての契約やヒアリングは行わない。大学によっては新入教員に対し、それまで行っ た研究や知財、その研究を続けるための権利に関するヒアリング等を行う所もある。

<u>マテリアル:</u>

大学で生まれたマテリアルを移動先で使用する際、正式には Material Transfer Agreement³⁾(MTA)を大学間で取り交わすことになっているが、実際には研究者が 自由に情報やマテリアルを交換しあうことが多い。大学間の MTA もできるだけシ ンプルな Standard Agreement にしている。

<u>データ、研究成果、実験ノート:</u>

これらに関して、"Inventions and Proprietary Information Agreement"では、管理について取決めがされていたが、実際には管理していない。ノートに関しては研究者が自由に持ち出している。時に学部長の管理下においていくこともあるが、研究者が移動先へ持参することが多い。

<u>ノウハウ:</u>

MIT はノウハウの管理を行っていない。研究者に帰属する。大学がライセンスした特許に関するノウハウを発明者が持っていてもそれをライセンス先に教える義務 はないが、研究者のノウハウを企業が求める場合には、コンサルティング契約を結 ぶ。

<u>研究機器:</u>

大学帰属である。研究者の移動の際の移設についてはケースバイケースである。 大学でその機器を使用する研究が続いているなら大学に残り、大学に必要なければ 研究者は移設可能である。その場合は、手続きが必要である。

<u>著作物:</u>

大学職務上で、あるいは大学との契約によって生まれた著作物は大学帰属となり、 教育コンテンツは著作者のものである。

大学発ベンチャーと一般企業の違い:

大学発ベンチャーでも一般企業でも大学からの特許や Tangible material に関して はライセンスを受けなくてはならないので、この件に関する違いはない。ライセン ス契約で特許と有形マテリアルをカバーする。

研究者が企業へ移動した際、MIT が所有し、ライセンスしうる研究者のアイディ ア、考え、経験、マテリアルなどが持ち出されてしまうことは分かっている。しか し、それをコントロールするポリシーやプロセスはない。だが、大学に権利がある マテリアルを使用して、企業が産業につながることを始める際には、企業から MIT に対してライセンスを求めてくる。これは権利面等がクリアでないと投資を始めら れず、産業化できないからである。

その他:

研究マテリアル、特許権、ソフトウェアの著作権に関してはライセンスを行うが、 研究者のノウハウ、考え、経験に関してはライセンスをおこなわない。

いくつかの大学間で共同研究を行う際には、始まる前に技術移転オフィス(TLO) 間で知的財産に関する取決めをおこない、契約を結ぶ。研究者は研究を行う許可な どを技術移転オフィスに求める義務はないし、技術移転オフィスとしても求めるこ とはない。

大学技術移転オフィス間の情報提供はかなりオープンに行われている。

Massachusetts Institute of Technology における知的財産の帰属と研究者移動における 対応 まとめ

٠	知的財産ポリシーの確認→"Inventions	and	Proprietary	Information	Agreement"	で確
	認。					

		帰属	研究者の機関移動の際の対応
特	許	大学	研究者は研究目的ならば移動先でも契約
			書無しに使用することができる。発明の改
			良が行われた時に、より広いライセンス権
			利を研究者の移動先機関に譲渡するため
			に Inter-Institutional Agreement を締結する。
研	究	大学	MTA の締結の有無に関わらず、MIT にて開
マテリア	アル		発され、MIT が唯一の所有者であるマテリ
			アルの場合は、研究者は移動先へ持参可能
			である。マテリアルは特許と同じ取扱いに
			なっている。もし移動先で商業目的での使
			用、あるいはライセンスが必要となればラ

		イセンス契約を移動先機関と MIT で取り
		交わす。
データ	研究者と大学	措置せず
ノウハウ	研究者	措置せず
機器	大学	大学と研究者の間で交渉。また、グラント
		にもよる。
著作権	研究者あるいは	MITの資金又は設備の一定以上の使用をし
	大学	た場合、あるいは委託研究契約書を交わし
		ている場合は MIT が所有する。しかし、教
		育コンテンツは研究者が所有する。

MIT 研究者だけでスポンサー研究契約によって行われた研究結果は MIT により 管理される。MIT の施設あるいは資金援助を受けていない、外部スポンサー(営利 目的の企業が多い)の付いた研究の成果はスポンサーの物となる。

(2) Stanford University スタンフォード大学

日時: 2004 年 11 月 19 日

ヒアリング相手機関: Stanford University, Office of Technology Licensing

相手方: Mr. Jon Sandelin,

Senior Associate Emeritus

<u>秘密保持について:</u>

第二次世界大戦中は大学で行われる研究の秘密保持規則等あったが、大戦後はポ リシーにより何事も自由に発表できるようになっているので、秘密保持義務はない。 だが、企業等との共同研究などの場合は、企業が所有する情報やマテリアルに対し て守秘義務があり、企業が求めるならば、大学研究者個人と守秘義務契約 (Confidentiality Agreement)を締結する。大学はこれに対して介入はしない。

知的財産取扱いに関する研究者との取決め:

研究を始める際にスタンフォード大学は SU-18⁴⁾, SU-18A⁵⁾という契約を研究者と 締結する。

SU-18 は大学内の教員、研究員や院生用。当契約書に、発明が生まれた際の届出 義務や、大学での職務又は一定以上の大学設備等の使用による、あるいは契約によ り生じた発明及び著作権の権利譲渡等について記載されている。 SU-18A は大学外用であり、SU-18 に記されていること以外に、研究者個人の所属 機関の秘密保持義務や、外部研究者の権利は大学と研究者の所属機関両方に譲渡す ることについて記されている。

国家、企業、非営利ファンドなど外部支援を受けている研究は、契約書(Sponsored Research Agreement)を締結し、この契約書に発明の開示先又は発明概要書の提出先 及び研究成果の帰属先等について記されている。

特許発明:

ポリシー⁶には大学職務上又は大学の資金・設備を使用して生じた発明は大学に 帰属すると明記されている。

発明者が共有特許を用いて共同事業を立ち上げるときは Inter-Institutional Agreement が必要となる。これは大学間だけでなく、企業ともおこなう契約である。 当契約書に発明が生まれた際、自分の所属先及び相手方にも権利を共同で帰属させなくてはならないことが記載されている。

大学間の共同研究から発明が生じた際、その発明の種類により、どちらの大学が ライセンス活動を行うのにより相応しいか話し合いによって決め、その大学に権利 を与えたうえでライセンス活動を行わせる。米国の特許法では、特許権を持つもの はどちらも独立してライセンス先を探すことが可能だが、大学では無駄な競争を行 わないよう、どちらかに権利を渡し、そこからの収入やコストは契約に定められて いるように分けることにしている。

企業との共同発明特許ならば所有権を大学が企業にライセンスし、当技術による 独占的な開発を行う権利を渡すことが多い。企業が当発明に興味を示さない場合、 大学が実施許諾権を企業から受け取り、代わりにロイヤルティー収入の一部を渡す ことにしている。

企業が研究に対し、金銭面のみのスポンサーである場合、発明は企業に属せず大 学に帰属する。この場合、大学は企業に対し、ロイヤルティー無しだが年間数千ド ルの使用料のある非独占的ライセンスあるいは優先的なロイヤルティー支払い済み の独占実施権をあたえる。

研究マテリアル:

発明特許同様、大学の職務上又は大学資金・設備等を使用して生まれた研究マテ リアルは大学帰属であるとポリシーに明記されている。大学方針により、研究マテ リアルの自由な使用を促進しているので、他機関よりマテリアルの要望があった場 合、マテリアル作成にかかった費用等は請求せず、運送費のみ負担してもらう。し かし企業からマテリアルの要望があった際、企業は非営利な大学とは違い利益を生 むので、彼らとは MTA を交わしロイヤルティーやマイルストーン無しの、一回の 支払いでの対価を要求する。研究者が移動する際は移動先でも研究目的であれば自 由に使用できる。

実験データ、実験ノート:

他の知的財産同様、大学職員としての職務上あるいは大学資金・設備等を使用し て生まれた実験データは大学に帰属する。

実験ノートに関しては、大学から配給されるのでオリジナルの実験ノートは大学 に残さなくてはならないが、研究者がコピーを持って行くことは許されている。

<u>ノウハウ:</u>

研究者に帰属する。ライセンスした特許に関するノウハウを持つ発明者には、ラ イセンス先に協力する義務はないがコンサルティング契約等で発明者(教授、ごく まれにスーパーバイザーの許可が出れば院生が行うこともある)が企業と、大学職 員としてではなく個人として契約を結び、コンサルタントを務め、ノウハウを伝え る。各職員は週1日、一学期に11日間コンサルトを行える自由な日がある。コンサ ルティングは、発明者に収入をもたらすだけでなく、企業のニーズを知り、教育に も役立つ好機である。

<u>研究機器:</u>

個人で購入したものでない限り、外部からのファンドによる機器の購入も大学帰 属となっている。また、スタンフォード大学は研究機器に対するバーコードつきの 精密なデータベースがあるので研究者の移動の際、許可無しには持って行けないよ うになっている。

<u>著作物:</u>

他の知的財産同様、職務上、あるいは大学設備の一定以上の使用、契約義務による作成、特定のプロジェクト用資金の使用上生じた著作物は、大学帰属となっている⁷⁾。しかし、教育的、学問的、芸術的作品は、その表現方法に関係なく、大学は所有権を請求しない。発明者が移動する際、著作物管理のためには何も行わない。

<u>一般企業と大学発ベンチャーに対する違い:</u>

大学の精巧で特有な機器・設備等が研究プロジェクトの発展に必要なとき、使用料(1時間あたり100~500ドル)を支払い学生が使用しない時間帯に使用可能としている。これらの設備使用は当該研究に携わっていた研究者が所属しているベンチ

ャーがより必要とするものであり、一般企業が使用することはあまりない。また大 学発ベンチャーには教授等とのリンクがあるのでハイテク設備にアクセスしやすい。

その他:

知的財産管理に関してはDepartmentが研究者のSU-18への署名確認や研究マテリ アルや実験ノート、研究機器等の管理を行う。スタンフォード大学では、学部に権 力や責任を持たせ、分散型の管理をさせている。これはMITのような集中型の管理 とは対象的なものである。

<u>その他の契約:</u>

Ad Hoc Disclosure Template: 大学教員が、大学からライセンスを受けているベンチャー等にコンサルタント、アドバイザーや役員として、あるいは一年間休職して参加する時など、特別なケースにのみ使用。

Annual Certification of Compliance to the Faculty Policy on Conflict of Commitment and Interest:毎年教員は提出しなくてはならない。これは早い段階での警戒システムのためである。

No Cost Research Collaboration Agreement:お互いの専門知識が必要な研究の場合 に締結。発明者が企業側スタッフのみで生まれた発明は相手企業に帰属し、スタン フォード大学メンバーのみで生まれた発明は大学に帰属する。共同で生まれた発明 は共有し、Inter-Institutional Agreement を交わす。

Stanford University における知的財産の帰属と研究者移動における対応 まとめ

	帰属	研究者の機関移動の際の対応
特 許	大学	複数の発明者が共同事業を行う際には
		Inter-Institutional Agreement を締結する。研
		究目的であれば、移動先で自由に使用可能
研究	大 学	研究者は、研究目的であれば、移動先で自
マテリアル	(Department)	由に使用可能。
		他大学から要望があればライセンス料金無
		しの MTA を締結する。
実験データ	大 学	コピーを持って行っても良いが、オリジナ
	(Department)	ルは大学に残る

知的財産ポリシーの確認 SU-18, SU-18A で確認

ノ	ウ	Л	ウ	研究者	措置せず
研	究	機	嘂	大学	大学
				(Department)	
著	们	F	権	大学	措置せず

(3) Wisconsin Alumni Research Foundation WARF ウィスコンシン州立大学卒業生研究財団

日時: 2004年11月22日

相手: Dr. Joel T. Nelson,

Licensing Manager, WARF Wisconsin Alumni Research Foundation Mr. Bryan Z. Renk, Director of Licensing, WARF Wisconsin Alumni Research Foundation

<u>秘密保持について:</u>

公的な大学の使命として全ての研究は公開されるというのが大前提であり、特許 出願に必要な 90 日の発表の差し控え期間を除いては、秘密保持を研究者に課しては いない。

知的財産取扱いに関する研究者との取決め:

全ての研究者と WARF は Memorandum Agreement を締結する。これにより、知的 財産権を大学に譲渡することが確認される。

<u>特許発明:</u>

特許は研究者から大学に譲渡され大学に帰属する。研究者が移動した場合、研究 者の「研究」を可能にするために、移動先機関との間で Inter-Institutional Agreement⁸⁾ を締結する。研究者の研究活動の継続を重視する。ここでの「研究」の定義として は、その研究から得られる成果の権利をコントロールするのが非営利機関であるも のをいう。治療方法については特許の実施を確認するのは難しいが、臨床現場で使 うのなら研究ではなく Commercial use と考えて対応する。大学が第三者に独占的ラ イセンス契約をしている場合には、ライセンス先との協議など注意して対応する。

<u>研究マテリアル:</u>

政府予算による研究からのマテリアルの帰属は、大学の場合、政府の場合、個人 の場合がある。マテリアルの作成者は特許の発明者と違って一般的な定義がないの で、特許化されていないマテリアルの場合、誰にそのマテリアルの権利があるかを 明確に規定できないという問題がある。大学に入る、または大学から外部に出すマ テリアルは MTA を締結する。

実験データ、実験ノート:

実験データ、実験ノートは研究者に帰属する。大学は必要であれば研究者の移動時 にノートのコピーを取って保管する。

<u>ノウハウ:</u>

研究者のノウハウは、公開され利用されるべきものであるので管理は行わない。

<u>研究機器:</u>

機器については研究者に帰属する場合と大学に帰属する場合がある。持って行けるかどうかは、研究者と Department との合意による。

<u>著作物:</u>

大学への帰属は主張しない。

Wisconsin Alumni Research Foundation における知的財産の帰属と研究者移動における対応 まとめ

● 知的財産ポリシーの確認	Memorandum Agreement で確認.
---------------	---------------------------

	帰属	研究者の機関移動の際の対応
特許	大学	Inter-Institutional Agreement を締結し、研究 者が研究*において特許を実施できるよう にする
研 究	研究者又は大学	MTA を締結しマテリアルを移動
マテリアル	又は政府	
データ	研究者	措置せず
ノウハウ	研究者	措置せず
機器	研究者又は大学	研究者と大学の間で協議
著作権	研究者	措置せず

*研究の定義

非営利機関によってコントロールされている研究。営利機関にコントロールさ

れている場合には、ライセンスなど何らかの対応を取る。

(4) Harvard Medical School HMS ハーバード医学校

日時: 2004年11月23日

相手: Dr. Prem Das, Director,

Harvard Medical School, Office of Technology Licensing & Industry-Sponsored Research

<u>秘密保持について:</u>

秘密保持については、大学の公開の原則により研究者に対して保持義務を課すこ とはしていない。

<u>知的財産取扱いに関する研究者との取決め:</u>

着任時に Office of Technology Transfer との間で Participation Agreement⁹⁾に署名し、 その中で特許の権利譲渡などの規程を盛り込んでいる。Participation Agreement は Faculty Member から大学院生に至るまで、HMS で研究を行う全ての人間に課せられ ている。

<u>特許発明:</u>

HMS では特許は大学に帰属させるものとしており、Participation Agreement で確認 している。特許譲渡時には Assignment Agreement を結ぶ。研究者が大学を離れて他 の機関に移る場合、大学がその特許を独占的にライセンスしている場合などが問題 になる。移動先の機関と Inter-Institutional Agreement を締結し、その特許を利用する 権利を相手の機関に与える。この中に秘密保持条項も含まれている。これはライセ ンスではないが、万が一相手先の機関が独占ライセンスを受けている企業から訴え られるような事態などには、HMS が留保している自身の使用と第三者へのライセン ス権により、すぐにその機関にライセンスして解決を図るので、大学が訴訟に巻き 込まれることを防止することができる。

相手機関に許す研究の範囲は、その研究が非営利機関からの資金で行われている かどうかによる。営利機関が資金を出しても権利を全く主張しないのであれば、研 究の範囲とする。非営利機関によって資金が出されている場合は、臨床試験であっ ても研究の範囲内と考える。臨床第 相後期試験に入れば通常は企業が資金を出す ので、その時点でライセンス交渉を行うことなる。相手機関が臨床第 相前期試験 までのデータを企業にライセンスする場合には、元大学の特許を合わせて考えて Inter-Institutional Agreement により解決する。

<u>研究マテリアル:</u>

発明特許同様、大学職員としての職務上又は大学資金・設備等を使用して生まれ た研究マテリアルは大学帰属であるとポリシーに明記されている。HMS ではマテリ アルについては譲渡契約は結んでいない。アカデミアにマテリアルを出す場合は、 極力 MTA を結ばないようにしており、研究者の離任時にも MTA の締結は行ってい ない。数が膨大で、個々のマテリアルの経済的は低いなど管理の意義が低いからで ある。HMS に持ち込まれる場合は先方の希望により話し合う。移動先でマテリアル が売られる場合があり、その場合も話し合い、貢献度により収入を分ける。

実験データ、実験ノート:

実験データの帰属は大学だが、ノート自体は研究者に所属しており、大学は管理 していない。移動時には研究者はノートを持ち去り、コピーも残していない。研究 者との面談の際やウェブサイトでの掲示により、実験ノートの使い方については啓 蒙活動を行っている。インターフィアレンスの際には、この啓蒙が効果を上げてい ることを期待して、研究者に協力を求める。また将来認可申請に必要になる可能性 を考えて臨床試験のプロトコル、インフォームドコンセント、臨床試験データ、患 者情報の確保には注意を払っている。

<u>ノウハウ:</u>

大学に帰属すると規定している。しかし管理は特に行っておらず、研究者の移動 に際しても処置は行っていない。

研究機器:

全ての機器は大学の所有物であるが、研究者移動の際は Department との話し合いの後、持っていくことも多い。この際には特に何も契約は結んでいない。

著作物:

他の知的財産同様、大学帰属となっている。本などの著作物についてはコントロ ールはしていないが、ソフトウェアは管理している。

<u>その他:</u>

ハーバード医学校周辺地域では、HMSの他、Affiliateの病院がそれぞれ TLO機能

63

を持っており、Beth-Israel Hospital, Joslin Diabetes Center, Massachusetts General Hospital など併せて約 10 の組織がある。HMS はハーバード大学の TLO とも連携し 共通のポリシーのもとに活動している。また医学校周辺の各 TLO とも相互に情報交換を行って連携している。Affiliate の病院の教授は HMS の教授であるが、Disclosure 先は研究を行った建物がどこかで決められている。

Harvard Medical School における知的財産の帰属と研究者移動における対応 まとめ

			Incipation Agreement C和E成.
		帰属	研究者の機関移動の際の対応
特	許	大学	Inter-Institutional Agreement を締結し、研究者
			が研究*において特許を実施できるようにす
			న
研	究	大学	基本的に措置せず
マテリ	ノアル		
デ -	- タ	大学	措置せず
ノウ	ハウ	大学	措置せず
機	器	大学	研究者と Department の間の話合いで決定
著《	乍権	大学	措置せず

 ・知的財産ポリシーの確認
 →Participation Agreement で確認

*研究の定義

非営利機関によって研究費が拠出されている研究。営利機関により研究費が 拠出されている場合には、ライセンスなど何らかの対応を取る。

(5) University of Minnesota ミネソタ州立大学

日時: 2004年11月24日

ヒアリング相手機関: University of Minnesota, 454 McNamara Alumni Center

相手方: Dr. David Hamilton,

Interim Vice President for Research

Mr. Anthony Strauss,

Acting Assistant Vice President, Patent and Technology Marketing

Mr. Doug Johnson,

Director, Office of Business Development

Mr. Carl R. (Dick) Sommerstad,

Assistant Director, Office of Business Development

<u>秘密保持について:</u>

研究は発表すべき。よって、研究秘密ポリシー(Research Secrecy Policy) により 秘密はないと明言している。雇用形態の違いによる、秘密保持義務に関する違いは ない。例外として、企業等外部からの情報に関しては秘密保持契約を結ぶこともあ る。

知的財産取扱いに関する研究者との取決め:

ミネソタ大学では Appointment の形で研究者と契約を結び、毎年更新している。 この契約に署名することにより知的財産ポリシー等に従うことに同意する。

<u>特許発明:</u>

バイドール法により、大学が特許権を持つことになっている。「特許権譲渡に関する契約」はないが、強いていえば"Procedures for the Intellectual Property Policy"¹⁰⁾がそれにあたる。大学が特許出願しない発明は、個人に帰属する。

研究者が非営利目的の研究を続けるための(特許等の)技術使用を大学は拒むことはできないが、この件に関する明確な契約はない。

ライセンス契約されている特許があり、その特許発明者が他大学へ移動し移動先 で改良発明を行った場合、ライセンサーである大学は移動した発明者個人とではな く移動先の大学と Inter-Institutional Agreement を締結する。移動先でとても良い改良 発明が行われた場合、移動先の機関から当大学へ連絡が入る。これは発明の開示に あたり、その研究のタイプ、使うマテリアルなど発明概要書から調べ、例えばミネ ソタ大学から移動してきた研究者であり、かつミネソタ大学でも行われている研究 及びマテリアルを使用した発明であれば、ミネソタ大学も関与していると思い、連 絡をするからである。この様に、大学間の技術移転オフィスの連携はスムーズに行 われている。

共同発明があった場合は相手方の大学と権利等について契約を結ぶが、これも個 人とではなく、大学間で行う。

<u>研究マテリアル:</u>

大学の設備等を使って作成したものはすべて大学に帰属するとポリシーに記され ている。しかし研究者はマテリアルを許可無しに移動先へ持参しているのが現状で ある。これらをコントロールすることは不可能に近い。

研究者が移動先へ持参したマテリアルから利益を生むものが発明され、ライセン

スする際、移動先機関から連絡が入る。この件に関して管理を行うのは総協議会 (Office of General Council)である。

研究者が移動に際して研究マテリアルの持参の希望を申し出た場合、個人でなく 大学間の MTA、一般的に UBMTA Uniform Biological MTA¹¹⁾を締結している。この契 約書にはマテリアルの送付先が、「X 教授に送る」の様に書かれているが、あくまで も責任は大学にある。

<u>データ、研究成果、実験ノート:</u>

ポリシーによると、大学に帰属する。

ただし治験などの臨床研究のデータ以外は管理されていない。

実験ノートに関しても管理されていない。今では殆どの研究者が紙媒体ではなく コンピューターで行っているのでミネソタ大学では知的財産保護のため正しい実験 ノートの付け方についてのセミナー等を研究者を対象に行っている。

この件に関する問題として、正しい実験ノートをつけていなかったためミネソタ 大学では教授とノートをとっていたポスドクとの間で発明者認定の争いがあったこ とがある。ポスドクに実験ノートのコピーをとらせ、オリジナルは大学に残させる 処置をとっている研究室もある。

<u>ノウハウ:</u>

大学の資金・設備を利用して生まれた知的財産は大学帰属であり、ノウハウもそ れに含まれる。しかしノウハウの管理やライセンスは行っていない。ノウハウと関 連する特許をライセンスする際に、発明者とライセンサー間でコンサルティング契 約を一定の期間結ぶことが通常行われている。この契約期間は研究者と大学との雇 用契約期間(12ヶ月契約なら48日、9ヶ月契約なら32日間コンサルティング契約を 交わすことが可能)によって定められている。この契約を交わすには学部の許可が必 要となるが、あくまでも発明者個人とライセンス先の企業との契約である。

<u>研究機器:</u>

研究者の移動に際し高価な機材が残る場合、スポンサー企業が移動先を指定する こともあるが、通常は大学に帰属する。研究を続けるために研究者がその機材を望 めば、移動先の大学と Inter-Institutional Agreement で一定の金額を負担してもらい、 移設する。

研究者の移動先による知的財産の取扱いの差:

研究者が一般企業へ移動しようと、大学発ベンチャーへ移動しようと差はない。

移動先の企業から研究者が持参した知的財産について連絡は入らないし、研究者が 持参することへの監視もできない。MTA を結ぶことはできるが、持参のコントロー ルはできない。

University of Minnesota における知的財産の帰属と研究者移動における対応 まとめ

	帰属	研究者の機関移動の際の対応
特 許	大学	研究者は研究目的ならば移動先でも契約書
		無しに使用することができる。改良発明を
		移動先で行った時は Inter-institutional
		Agreement を交わす。
研 究	大学	UBMTA あるいは措置せず
マテリアル		
研究データ	大学	措置せず
ノウハウ	ライセンス可能	措置せず
	なノウハウの場	
	合は大学	
研究機器	大学	大学と研究者の間で交渉。移動先機関と
		Inter-Institutional Agreement を結ぶ
著作権	大学	?

● 知的財産ポリシーの確認→Appointment で確認

参照資料

- 1. MIT Technology "Guide to the Ownership, Distribution and Commercial Development of MIT Technology" June 1999
- 2. MIT Inventions and Proprietary Information Agreement http://web.mit.edu/tlo/www/ipia.pdf
- 3. Massachusetts Institute of Technology Material Transfer Agreement http://web.mit.edu/tlo/www/mta.pdf
- 4. Patent and Copyright Agreement for Stanford Personnel (1999) http://www.stanford.edu/dept/DoR/rph/su18.html
- 5. Patent and Copyright Agreement for Personnel at Stanford Who Have a Prior Existing and Conflicting Intellectual Property Agreement with Another Employer (1999) http://www.stanford.edu/dept/DoR/rph/su18A.html
- 6. Stanford University Handbook Document 5.1 Inventions, Patents and Licensing
- 7. Stanford University Handbook Document 5.2 Copyright Policy
- 8. Wisconsin Alumni Research Foundation Inter-Institutional Agreement http://www.autm.net/aboutTT/aboutTT_policies.cfm
- 9. Harvard University Participation Agreement http://www.techtransfer.harvard.edu/files/ParticipationAgreement.pdf
- 10. Procedures For The Intellectual Property University of Minnesota 2001 http://www.fpd.finop.umn.edu/groups/senate/documents/procedure/intelpropproc.html
- 11. UBMTA 内容 (1995): http://web.mit.edu/tlo/www/ubmta.html 契約書: http://web.mit.edu/tlo/www/ubmta.implementing.html